**一般競争入札による市有地売払いの流れ**

**一般競争入札**・・・市で定めた予定価格（最低売却価格）以上で最も高い価格を提示された方を落札者として決める方法です。

|  |  |
| --- | --- |
| **申込書の提出** | ・令和６年12月27日（金）まで  ・一般競争入札参加申込書及び誓約書兼同意書に関係書類を添えて、市役所静岡庁舎本館１階管財課へ直接持参又は書留郵便で期日までに提出してください |

|  |  |
| --- | --- |
| **入　　札** | ・入札日時：令和７年１月10日（金）  受付：午前10時45分から午前11時まで　　入札開始：午前11時  ・受付の際に入札保証金（P5参照）を納めてください  ・落札者以外の方が納付した入札保証金は、入札終了後に返還します  ・落札者の入札保証金は、契約締結時に返還しますが、契約保証金（P6参照）に充当することもできます  ※不調物件については、入札終了後から先着順による売払いの受付を開始します |

|  |  |
| --- | --- |
| **決定通知の送付** | ・入札終了後に決定通知書を送付します |

|  |  |
| --- | --- |
| **契約の締結** | ・落札者は決定通知書を受けてから15日以内に契約を締結していただきます  ・契約保証金として落札金額の１割以上を納めてください |

|  |  |
| --- | --- |
| **売買代金納付** | ・契約締結日から30日以内に残金を納付してください  ・売買代金が完納された後（農地の売買の場合は、売買代金納付及び静岡市農業委員会による農地法第３条の許可の後）、市が所有権移転登記を行います  （登記に必要な登録免許税その他公租公課等は落札者の負担となります） |
| **所有権移転登記** |